

令和2年第7回  
志木市農業委員会総会議事録

令和2年7月27日

志木市農業委員会

令和2年第7回志木市農業委員会総会日程

令和2年7月27日（月）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
  - (1) 議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (2) 議案第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
  - (1) 報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
  - (2) 報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
  - (1) 次回総会の日程について
  - (2) その他
- 第6 閉会

## 《議事録令和2年第7回》

### 志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月27日（月）午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 市民会館 3階 302会議室

3. 出席委員（11人）

会 長	13番	田中 満男
職務代理	11番	志村 晃
委 員		
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	6番	大島 廣明
	10番	抜井 和彦
	12番	志村 二美重

4. 欠席委員（2人）

	1番	三枝 将樹
	2番	市之瀬 滋

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第7号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第8号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第4 報告第11号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
報告第12号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子  
書 記 市之瀬 光洋

## 7. 会議の概要

### ○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので（定刻となりましたので）、令和2年 第7回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、通常の総会に戻りましたことから、13人中11人で行っていただき、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

### ○田中会長

あらためまして、令和2年第7回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

#### 【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

### ○田中会長

ご異議なしと認め、4番 清水 和雄委員、5番 山中 榮太郎委員にお願いいたします。併せて、書記として市之瀬主査を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

（1）議案第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』

（2）議案第8号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』

以上、上程いたします。

初めに、議案第7号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』事務局、朗読をお願いします。

### ○事務局

それでは、議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します（受付番号25番について朗読）。

以上です。

○田中会長

議案第7号受付番号25番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

相続人及び農地の状況につきまして、齊藤正歳委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、齊藤委員より説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第7号受付番号25番について、齊藤正歳委員の説明、報告を求めます。

○齊藤委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号25番について、説明、報告を行います。本案件は、申請者である ■■■■氏 の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。申請地は、6ページをお開きください。旧市役所から県道を○○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。今回、被相続人 ■■■■氏 が死亡したことに伴い、相続があったもので、■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である幸町■丁目■■■■他2筆の現地を確認したところ、幸町■丁目■■■■、■■■■では、■■■や■■■が栽培されており、■■■■では、■■■や■■■が栽培されており適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■氏は、■■■■氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第7号受付番号25番について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、適格者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第7号受付番号25番は、可決されました。

議案第8号『引き続き農業経営を行っている旨の証明について』  
事務局、朗読をお願いします。

○事務局

それでは、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します（受付番号26番、27番、28番について朗読）。

以上です。

○田中会長

議案第8号受付番号26番、27番、28番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号26番の申請人及び農地の状況につきましては小山武英委員に、受付番号27番の申請人及び農地の状況につきましては、志村晃委員に、受付番号28番の申請人及び農地の状況につきましては、三枝将樹委員に、ご同行いただいて、確認しております。この後、各委員よりご説明がございます。以上です。

○田中会長

それでは、議案第8号受付番号26番について、小山武英委員説明、報告をお願いいたします。

○3番 小山委員

会長の指名がありましたので、議案第8号受付番号26番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7～8ページをお開きください。

旧市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■■の交差点を○折、道なりに○○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である宗岡字■■■■他6筆の現地を確認したところ、水稲が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、

引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第8号受付番号27番について、志村晃委員説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第8号受付番号27番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、9～10ページをお開きください。

旧市役所から県道を富士見市方面へ進み、■■■の交差点を○折、道なりに○○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である上宗岡■■■■他35筆の現地を確認したところ、 水稻や夏野菜が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第8号受付番号28番について、三枝将樹委員説明、報告をお願いするところですが、本日欠席のため事務局より説明、報告をお願いいたします。

なお、28番につきましては、■■委員ご自身の案件となっており、志木市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限（委員会の委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない）」に該当することから、■■委員におかれましては、この議案に参加することができませんので、一時退室を認めます。

（■■委員一時退室）

それでは、事務局の説明、報告を求めます。

○事務局

会長の指名がありましたので、議案第8号受付番号28番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、11～12ページをお開きください。

旧市役所から県道を志木駅方面へ進み、市場坂上の交差点を右折、道なりに約1キロメートル進んだ右側、■■■■志木店から県道を渡った前の農地と、■■■■の交差点を○折、道なりに約1キロメートル進み、■通りを○折、約500メートルほど進み、いこいの小径へ左折、約100メートルほど進み左折し、■■■■柳瀬川店の隣の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である柏町4丁目■■■■他1筆の現地を確認したところ、葉物野菜が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第8号 受付番号26番、27番、28番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○田中会長

賛成多数ですので、議案第8号受付番号26番、27番、28番は可決されました。

ありがとうございます。

それでは、■■委員お戻りください。

(■■委員再入室)

○田中会長

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第11号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

(2) 報告第12号『農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

(会長の指名により事務局朗読)

(各委員から、報告第11号受付番号9番、10番、報告第12号受付番号14番について、現地の状況について報告あり、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

それでは、ただいまの報告第11号、12号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。続きまして、協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、令和2年8月27日 木曜日、午後2時、総合福祉センターの4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、8月27日 木曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。続きまして、(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。

- ・農業委員研修、農業委員新人研修について(8/19)
- ・市民まつりについて(中止)
- ・緑のはね募金について(親睦会費より振込済み)
- ・コスモスの種まきについて(日程について)

事務局からの連絡は以上です。

○田中会長

以上をもちまして、令和2年第7回農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和2年7月27日

志木市農業委員会議長 田中 満男

4番 清水 和雄

5番 山中 榮太郎